

## 事前点検シート

計画主体名	秋田県		
計画期間 実施期間	H23～H25 H23～H25	総事業費(交付金)	94,757千円(51,728千円)

## 1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	本活性化計画は、定住等の促進に資する農業の振興を図るための生産基盤の整備に関する事業を実施することにより、地域が有する多面的機能の維持・保全や優良農地の確保、担い手の育成・確保を図り、地域農業の持続的な発展を目指すものである。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	本計画における目標値は県の「ふるさと秋田元気創造プラン」における施策との整合性が図られている。また、市町村が策定する総合計画等に基づいている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農山漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	本計画事業は土地改良事業として地元の合意形成が図られたものである。
事業の推進体制は確立されているか	適	本計画事業地区は市町村における事業実施・支援体制をもとより、地元受益者をはじめとする推進体制が整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	本計画事業地区は生産基盤の整備により安定した農業経営を図り、農業従事者の定住を目指すものであり、個別の事業活性化計画目標も適切に設定しており、事業内容との整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	本活性化計画では、実施期間を3年に設定している。1地区(基盤整備促進 洞喰地区)で3カ年、8地区(カラムシ岱ほか7地区)で2カ年、1地区で1カ年(高屋敷地区)を実施期間としているので事業効果は着実に発現され、活性化計画の目標達成及び確認には支障無い。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	交付金要望額は適切に算定されている。(1地区(平沢地区)を除き全て六法指定地域 55%)

## 2 個別事業について

## 基盤整備促進(農業用排水施設)事業地区

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	新規に取り組む地区である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当無し
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	農業用排水路は鉄筋コンクリート構造物であり、耐用年数が40年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	適正に費用対効果を算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	1.0以上となっている。(洞喰地区 1.50)

事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容は農業用排水施設、事業実施主体は市町村及び土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行なう者であり実施要綱の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	農業用排水施設の整備であるので、個人に対する交付ではない。目的外使用のおそれもない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当無し
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当無し
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当無し
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	受益地における農業用水量を適正に算出し、計画断面等を決定している。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	農業用水量を適正に算出し、計画断面を決定し、県実施単価により積算を行なっている。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	計画断面を決定する際に経済比較を実施し、最安価な断面を選択している。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当無し
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当無し
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	設置目的は農業者(受益者)のためであり、利便性の向上も図られる。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	施設用地は確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体と打合わせし調整済みである。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	施設の維持管理は地元の水利組合が行うことになっている。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当無し
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当無し

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。